金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表 金融事業者の名称 北海道信用農業協同組合連合会 ■取組方針掲載ページのURL: http://www.jabank-hokkaido.or.jp/shinren/operation/ ■取組状況掲載ページのURL: http://www.jabank-hokkaido.or.jp/shinren/operation/

■月	又組七	大況掲載ページのURL: http://www.jabank-hokkaido.or.jp/shinren/operation/			
		原則	実施·不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則		(原電の最後の有益の追求) 金融等来有は、高度の専行性と際案倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を 図るへきである。金融等業者は、こうした業務選者が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	1. お客さまへの最適な商品提供(1) 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1) 4. お客さま本位の業務運営を実現する ための人材の育成と態勢の構築(1)	I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)、 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1)、 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築(1)
2	注	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顯客の最善の利益を図ることによ り、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	1. お客さまへの最適な商品提供(1) 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1) 4. お客さま本位の業務運営を実現する ための人材の育成と態勢の構築(1)	I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)、 2. お客さま本位の実務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築(1)
		【科兹相反の遠 切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合 には、当該科益指反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定 すべきである。	実施	3. 利益相反の適切な管理(1)	I.取組状況 3.利益相反の適切な管理(1)
原則3	注	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響に ついても考慮すべきである。 金融階画の歴代、関わる金融事業者が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、 当該商品の提供会社から、要託手数料等の支払を受ける場合。 金融階品の歴代、強力を金融業者が、同一分一一二に属する別の会社から提供を受けた 商品を展売・推奨等する場合。 同一主体又はグループ内に法人営業部門と連用部門を有しており、当該運用部門が、資産の 運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	1. お客さまへの最適な商品提供(1) 3. 利益相反の適切な管理(1)	I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)、 3. 利益相反の適切な管理(1)
原 則 4		【事 製物の開発化】 金融集業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサー ピスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	2. お客さま本位のご提案と情報提供(2)・(3) 3. 利益相反の適切な管理(1)	I 取組状況 2. お客さま本位のご提案と情報提供(2)・(3)、 3. 利益相反の適切な管理(1)
		【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・ サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	2. お客さま本位のご提案と情報提供 (1)・(2)・(3)	I 取組状況 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1)·(2)·(3)
	注 1	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品、サービスの基本的な利益(リターン)、 損失その他のリスク、取引条件・ ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として ・ 題客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理は(顧客のニーズ及び意向を 診まえたものであると判断する場由を含む) ・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との料益相反の可能性がある 場合には、不の具体的内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は 業務に及ぼす影響	実施	2. お客さま本位のご提案と情報提供 (1)・(2)・(3)	I 取組状況 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1)·(2)·(3)
原則 5	注 2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをバッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが 可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよ う、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)~(注5)は手数料等の情報を提供する場合にあいて も同じ)。	実施	2. お客さま本位のご提案と情報提供 (1)・(2)・(3)	I 取組状況 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1)·(2)·(3)
	注 3	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容 の情報提供を行うべきである。	実施	2. お客さま本位のご提案と情報提供 (1)・(2)・(3)	I 取組状況 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1)·(2)·(3)
	注 4	金融等業者は、概念に対して販売、機関等を行う金融商品・サービスの規模者に見合った情報提供と、分かりや すく行うできなる。 単純でリスの内心・病局の販売・規模を与行り着したは無常な情報提供とする一、規模 はリスの高い南島の販売・担選等を行う場合には、販客において同種の商品の内容と比較することが容易となる ように配置した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	2. お客さま本位のご提案と情報提供 (1)・(2)・(3) 3. 利益相反の適切な管理(1)	I 取組状況 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1)・(2)・(3)、 3. 利益相反の適切な管理(1)
	注 5	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については 特に強調するなどして顧客の注意を使すべきである。	実施	2. お客さま本位のご提案と情報提供 (1)・(2)・(3)	I 取組状況 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1)·(2)·(3)
		【 順章にふさわしいサービスの登楼】 金融事業者は、顕客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商 品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	1. お客さまへの最適な商品提供(1) 2. お客さま本位のご提案と情報提供 (1)・(2)・(3)	I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)、 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1)·(2)·(3)
	注 1	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認したとて、まず、脳をのフィフブン・等を請求より目標資金保守企業資産と 投資性発度の週かの前合を終わし、それに基づき、具体的企業制品・サービスの改業を 行うこと - 具体的な金融商品・サービスの供変は、息らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の 件を超えて積新的に、類の商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と ・ 金融商品・サービスの原発はよび、配名の意のに基づき、長期的な視点にも配慮した 適切なフォローアップを行うこと	実施	2. お客さま本位のご提案と情報提供 (1)・(2)・(3)	I. 取組状況 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1)·(2)·(3)
	注 2	注 金融券来有は、侵数の金融商品・サービスをハッケーンとして販売・推奨等する場合には、自該ハッゲーン生体 2 が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。 (1		1. お客さまへの最適な商品提供(1) 2. お客さま本位のご提案と情報提供 (1)・(2)・(3)	I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)、 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1)·(2)·(3)
原則	注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定 する顧客環性を特定・公妻するとともに、商品の販売に残わる金融事業者においては、それを十分に理解した上 で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。		1. お客さまへの最適な商品提供(1)	I.取組状況 1.お客さまへの最適な商品提供(1)
	注 4	金融基本者は、特に、機能又はリスクの高い金融機品の販売・振奨等を行う場合や、金融限引被害を受けやすい媒性の需要が一一プロボーに需要の販売・機関等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・機関等が適当かより賃重に審査すべきである。	実施	2. お客さま本位のご提案と情報提供 (1)・(2)・(3)	I. 取組状況 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1)·(2)·(3)
	注 5	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	2. お客さま本位のご提案と情報提供 (1)・(2)・(3) 4. お客さま本位の業務運営を実現する ための人材の育成と態勢の構築(1)	I. 取組状況 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1)・(2)・(3)、 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築(1)
	注 6	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の提祥さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製版全体として販客の最善のお益を実践するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客園に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	実施	1. お客さまへの最適な商品提供(1) 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1)	I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)、 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1)
	注 7	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の模様さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバ ナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組かが行われている かの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。	実施	1. お客さまへの最適な商品提供(1) 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1)	I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)、 2. お客さま本位のご提案と情報提供(1)
原則。	·	【使素具に対する適切な機構づけの枠組み等】 金融事業者は、顕老の最善の相談を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理事を促 達するように設計された報酬・素朝評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス 体制を整備すべきである。	実施	4. お客さま本位の業務運営を実現する ための人材の育成と態勢の構築(1)	1 取組状況 4. お客さま本位の業務運営を実現する ための人材の育成と態勢の構築(1)
,	注	金融事業者は、各原則にために付されている途を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに関しる代 替案の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制 を整備すべきである。	実施	4. お客さま本位の業務運営を実現する ための人材の育成と態勢の構築(1)	I 取組状況 4. お客さま本位の業務運営を実現する ための人材の育成と態勢の構築(1)

最適な商品提供(1) I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)
最適な商品提供(1) I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)
最適な商品提供(1) I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)
最適な商品提供(1) I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)
最適な商品提供(1) I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)
最適な商品提供(1) I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)
I.取組状況 1.お客さまへの最適な商品提供(1)
最適な商品提供(1) I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)
退適な商品提供(1) I.取組状況 1.お客さまへの最適な商品提供(1)
最適な商品提供(1) I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)
最適な商品提供(1) I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)
最適な商品提供(1) I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)
最適な商品提供(1) I. 取組状況 1. お客さまへの最適な商品提供(1)
I. 取組状況
最適な商品提供(1) 1. お客さまへの最適な商品提供(1)
1 1 1

【照会先】

部署	業務部 貯金・統括グループ
連絡先	011-232-6035